

令和7年2月
国土交通省海事局
厚生労働省労働基準局
環境省環境再生・資源循環局

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を 改正する省令案

1. 背景

令和6年5月に成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）が改正されることに伴い、法を引用している船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成31年厚生労働省・国土交通省・環境省令第1号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

規則第2条第4項第5号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年3月中旬

施 行：令和7年4月1日（火）